

アクセスブレイン
ビジネス・セミナー

平成 20 年 12 月 11 日(木)

英文契約書を理解するために必要な
アメリカ法の基礎知識習得講座

—12 章からなる英文契約書を正確に読むための最も必要な知識—

弁護士 渡邊 明彦

はじめに

「英文契約書の内容を正確に理解する」というためには、英文契約書を何回も精読すればよい訳ではありません。逆説的ですが、英文契約書に書かれていることを予めある程度知っていなければ、内容を正確に理解することなど望めないのです。

本講座は、このような趣旨から、「予め知っておかなければならないこと」を、横断的に概観しようとするものです。ただ、事象の羅列では、将来役に立つ有機的な知識とはなりませんので、日本企業が米国で直面するもっとも重要な知的財産訴訟、特に特許訴訟を意識しながら、重要な項目では掘り下げた検討を行っていきたいと思います。

これまで、「英文契約書セミナー」では、「Witnesseth」とか「without prejudice to」のように一般にはお目にかからない用語に焦点をあてたり（「語学的なアプローチ」の限界）、実際に企業の法務部の方々が日常的に取り扱わなければならない英文書類・英文契約書とは必ずしも言えない「Letter of Intent」を取り上げたり、学習上は意味があるかも知れませんが「売買契約書」があたかも英文契約法務の中心であるかのような取り扱いをしてきたようです（「取り上げる題材」のアンバランス）。

率直に申し上げれば、英米の『契約法 (Contract)』という本や、日本で出版されている『英米契約法』、『アメリカ契約法』という本を横に並べて何冊も読んでも、あまり実務上は効用を望めません。

本講座では、企業法務の立場から、日常的に直面する問題を、それぞれ該当する箇所を取り上げ、検討するようにつとめました。そのために、最近1・2年の間に、実際に使用された資料を、テキストに組み込むよう努力しました。

課題の性格上、対象を12章に分けて検討していきますが、セミナー全体のイメージを統一する視点として、①冒頭に、実際に利用されている英文契約書の一節を引用して検討に入り、②英文資料を利用してテクニカルタームに慣れていただき、③最後に、具体的なイメージのわきやすい《トピック》を取り上げるというスタイルで検討を進めます。

目次

第1章 アメリカ憲法の基礎知識

契約法の理解に必要な「アメリカ憲法の常識」？

- 契約準拠法はなぜ州法なのか？
- 裁判管轄の条項に、州裁判所と連邦地方裁判所の2つがなぜ規定されるのか？
- 他州の判決の承認の問題と、外国裁判所の判決の承認の問題は同じか？

《トピック 州際通商条項》

第2章 リーガル・リサーチの重要性

アメリカのロースクールでは「リーガル・リサーチ」というコースが設けられていますが、なぜ必要なのでしょう？

- 17 U.S.C. § 204、とか 15 CFR 30.61(a)、とか 353 U.S. 98 (1957) という表記の意味が分かるようになる
- アメリカの法令、判例等にはきまった引用方法があること — Legal Citation に関する必要知識

第3章 アメリカ商取引法の基礎知識

UCC（アメリカ統一商法典）を概観してみる

- 動産売買法を理解する重要性 — あらゆる契約の原型がここにある
- 第9編「担保付取引」の仕組みを、UCC を見ながら追ってみて、UCC の取り扱い方を経験してみる

第4章 アメリカ不動産取引法の基礎知識

アメリカの不動産法は面白い — 英米不動産制度の違いを、日米の法律用語の差異から再認識する

- アメリカ不動産売買契約書の構成
- 不動産開発融資(Real Estate Financing)とは何か
- 日本の不動産関連契約書を「英語化」するときの留意点

第5章 アメリカ会社法の基礎知識

アメリカ会社法の勉強の始めは、日本の会社法とアメリカの会社法典の逐条的な比較

- アメリカにおける企業形態の種類 — リミテッド・パートナーシップ等
- デラウェア会社法の位置づけ

第6章 アメリカ証券取引法の基礎知識

金融商品取引法の母法の一つとしてのアメリカ証券法、証券取引所法、投資会社法

- M&A 用語の日米比較
- 証券英語特有な表現

補論 英米契約法を読む上で必要な「会計学」の基礎知識

契約法を読む上で、絶対に身につけておかなければならないのが会計学（財務会計）の知識です。制度会計のあらましと、基本的な事項を確認しておきます。

第7章 アメリカ信託法の基礎知識

英米法の特徴といえば「信託法」であるが、どれくらい特異か？

- アメリカ信託法を理解するために必要な基本用語
- 投資ビーイクルとして利用される信託 – RIET は信託？

第8章 アメリカ知的財産法の基礎知識

特許法、商標法、著作権法を概観してみよう

- アメリカ特許を、USPTO（米国特許商標庁）のウェブサイトで検索してみる
- 特許訴訟に向けた法務戦略とは
- 最近話題の QUANTA COMPUTER INC., ET AL. v. LG ELECTRONICS, INC. 判決の原文を読んでみよう

第9章 アメリカ民事訴訟法の基礎知識

訴えの提起から、判決、執行まで流れを追ってみる

- アメリカ民事訴訟法上の重要な用語と用例
- アメリカの「訴状」（民事事件）を読む

補論 「テキサス州東部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起するのが有利だ」というような訴訟戦略の背後にある事情を検討する

第10章 アメリカ債権回収法(Debtor-Creditor Law)の基礎知識

金銭債権の回収と債務者保護のための法制を調べてみる

- Debtor-Creditor Law の主な話題
- 英文契約書に出てくるアメリカ破産法典の用語

第11章 アメリカの外国貿易管理体制

英文契約書に頻出する米国の貿易管理規制を概観してみましよう

- 米国の貿易管理規制に関する規定は契約書にどのように盛り込まれているか
- 米国の貿易管理規制に関する規定を社内規程化する際のコンプライアンス上の留意点

補論 アメリカの外国貿易管理を巡る規制の概観と、日本企業のコンプライアンス対応上の主要な論点を、書式等も参考にしながら、全般的に検討してみます。

第12章 アメリカ税法の基礎知識の基礎知識

英文契約書に現れる税法上の規定を概観してみます

- 米国内国歳入法典(IRC)を中心にした米国税制の概観
- LLCの税法上の取扱いの特徴をながめてみる

第A章 アメリカ独占禁止法及びその他の行政規制の基礎知識

第B章 アメリカ刑法・刑事訴訟法の基礎知識

第1章 アメリカ憲法の基礎知識

1.1 契約法の理解に必要な「アメリカ憲法の常識」？

16. Jurisdiction and Venue. The California state courts of San Mateo County (or, if there is exclusive federal jurisdiction, the United States District Court for the Northern District of California) shall have exclusive jurisdiction and venue over any dispute arising out of or relating to this Agreement, and each party hereby consents to the jurisdiction and venue of such courts. This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of the State of California exclusive of its choice of law principles.

- 契約準拠法はなぜ州法なのか？
- 裁判管轄の条項に、州裁判所と連邦地方裁判所の2つがなぜ規定されるのか？
- 他州の判決の承認の問題と、外国裁判所の判決の承認の問題は同じか？

1.1.1 連邦制の仕組み

連邦政府は、アメリカ合衆国憲法に定めるところにより、州から委譲を受けた権限しか有さないことになっている。例えば、合衆国議会が連邦法を定めうる範囲は、アメリカ合衆国憲法に制限的に列記されている事項に限られる。

“Article 1.

Section 8

The Congress shall have Power To lay and collect Taxes, Duties, Imposts and Excises, to pay the Debts and provide for the common Defence and general Welfare of the United States; but all Duties, Imposts and Excises shall be uniform throughout the United States;

To borrow money on the credit of the United States;

To regulate Commerce with foreign Nations, and among the several States, and with the Indian Tribes;

To establish an uniform Rule of Naturalization, and uniform Laws on the subject of Bankruptcies throughout the United States;

To coin Money, regulate the Value thereof, and of foreign Coin, and fix the Standard of Weights and Measures;

...

To promote the Progress of Science and useful Arts, by securing for limited Times to Authors and Inventors the exclusive Right to their respective Writings and Discoveries;..”.

また、連邦最高裁判所の管轄権についても、アメリカ合衆国憲法に規定がある。下級裁判所の構成等については、連邦議会が定めるものとされていることに注意。

「破産法」、「特許制度」も連邦の管轄事項であり、「破産法」、「特許法」は連邦法

となっている。

“Article 3.

Section 2

The judicial Power shall extend to all Cases, in Law and Equity, arising under this Constitution, the Laws of the United States, and Treaties made, or which shall be made, under their Authority; to all Cases affecting Ambassadors, other public Ministers and Consuls; to all Cases of admiralty and maritime Jurisdiction; to Controversies to which the United States shall be a Party; to Controversies between two or more States; between a State and Citizens of another State; between Citizens of different States; between Citizens of the same State claiming Lands under Grants of different States, and between a State, or the Citizens thereof, and foreign States, Citizens or Subjects....”

1.1.1 陪審による裁判を受ける権利の放棄

ある契約書中にあった、次の条文をご覧ください。

16.4 Waiver of Jury Trial.

EACH OF THE MEMBERS HEREBY WAIVES TRIAL BY JURY IN ANY ACTION ARISING OUT OF MATTERS RELATED TO THIS AGREEMENT, WHICH WAIVER IS INFORMED AND VOLUNTARY.

16.4 陪審による裁判を受ける権利の放棄. 社員の各々は、本業務契約に関連する事項に起因するいかなる訴訟においても、陪審による裁判を求める権利をすべてここに放棄するが、かかる放棄は、事情を十分に理解した上で、自発的に行われるものである。

アメリカ連邦憲法修正第7条

“Amendment 7

In Suits at common law, where the value in controversy shall exceed twenty dollars, the right of trial by jury shall be preserved, and no fact tried by a jury, shall be otherwise re-examined in any Court of the United States, than according to the rules of the common law.”

《トピック 州際通商条項》

上記のとおり、連邦議会の立法権は、アメリカ合衆国憲法に制限的に列挙されている事項に限られることから、商取引を規律する法律をつくる場合にも、その中のどれかの条項に基づかなければならない。契約法に関連する分野にあっても、「**州際通商(interstate**

commerce)とされる限りで立法管轄をもつことになる。「州際」という概念も、「通商」という概念も著しく拡張されてきたが、統一商法典(UCC)の規定するような範囲は、州法の守備範囲であることから、契約の準拠法に指定される法は、何れかの州の州法となる。

第2章 リーガル・リサーチの重要性

アメリカのロースクールでは「リーガル・リサーチ」というコースが設けられていますが、なぜ必要なのでしょう？

- 17 U.S.C. § 204、とか 15 CFR 30.61(a)、とか 353 U.S. 98 (1957)という表記の意味が分かるようになる
- アメリカの法令、判例等にはきまった引用方法があること — Legal Citation に関する必要知識

第3章 アメリカ商取引法の基礎知識

- 動産売買法を理解する重要性 — あらゆる契約の原型がここにある
- 第9編「担保付取引」の仕組みを、UCCを見ながら追ってみて、UCCの取り扱い方を経験してみる

2.1 UCC（アメリカ統一商法典）を概観してみる

| | |
|-------------------|--|
| Article 1 | General Provisions |
| Article 2 | Sales |
| Article 2A | Leases |
| Article 3 | Negotiable Instruments |
| Article 4 | Bank Deposits and Collections |
| Article 4A | Fund Transfers |
| Article 5 | Letter of Credits |
| Article 6 | Bulk Sales |
| Article 7 | Warehouse Receipts, Bill of Lading and Other Documents of Title |
| Article 8 | Investment Securities |
| Article 9 | Secured Transactions |

第2編が、英文契約書を読み・書きするときの基本を提供してくれる「動産売買」に関する規定です。第2A編は動産リース、第3編は日本でいう「手形法・小切手法」、それから「動産担保法」の原点を見付けることのできる「担保付取引」に関する編です。

6. Delivery of Portfolio Collateral.

The Collateral Manager shall cause any Portfolio Collateral purchased by it or on behalf of the Company and any Eligible Investment, an order for the acquisition of which is originated by the Collateral Manager for the account of the Trustee, to be settled to an Account or otherwise meet the requirements for the delivery of the Portfolio Collateral as set forth in the Indenture, and the Collateral Manager shall promptly provide to the Trustee and the Securities Intermediary a true copy of any trade ticket, order or other similar document relating to the origination and settlement of such order for acquisition. No part of the Trust Estate shall be acquired by the Collateral Manager. Notwithstanding the foregoing, the Collateral Manager shall have no obligation to file or cause the filing of any financing statements in connection with the Delivery of any item of Portfolio Collateral on the Closing Date, it being understood that the only financing statements to be filed after the Closing Date are those required to be filed by the Company pursuant to Section 7.5 of the Indenture.

6. ポートフォリオ担保の受渡し.

コラテラル・マネジャーは、本件会社が購入したまたは本件会社のために購入されたポートフォリオ担保および適格投資、本件受託者の計算でコラテラル・マネジャーが自ら行って取得する注文が、本件口座または信託証書に規定されるとおりポートフォリオ担保の受渡要件を満たすよう決済されるようにするものとし、コラテラル・マネジャーは、かかる取得注文の実行および決済に関連するトレードチケット、注文その他同様な文書の謄本を、受託者および証券仲介業者に速やかに提出するものとする。信託財産のいかなる部分もコラテラル・マネジャーはこれを取得しないものとする。前記の規定にかかわらず、コラテラル・マネジャーは、クロージング日における何れかのポートフォリオ担保の「受渡し」に関連していかなる信用関係公示書も提出するまたは提出させる義務を負わないものとする。クロージング日後に提出すべき財務計算書のみを信託証書第7.5条にしたがい本件会社が提出すべきことが了解されている。

米国 UCC に定める「担保付取引」あるいは「動産担保法」が成功した理由の一つに、動産担保権を公示するメカニズムを整備したことが挙げられます。

日本でも、動産担保、債権譲渡に際しての公示方法を整備する法律が導入されていますので、UCC 第9編と比較してみれば、UCC 第9編の勉強にもなります。

- security interest
- perfection

第4章 アメリカ不動産取引法の基礎知識

- アメリカ不動産売買契約書の構成
- 不動産開発融資(Real Estate Financing)とは何か
- 日本の不動産関連契約書を「英語化」するときの留意点

3.1 アメリカの不動産法は面白い – 英米不動産制度の違いを、日米の法律用語の差異から再認識する

日本では、「不良債権処理」の時代から、外資系ファンドによる対日不動産投資の時期を通じて、日本語の不動産関連の契約書を英語化する作業が進みました。現在では、ほぼ日本法のもとでの不動産関連用語に対する英訳は定着してきています。残されている難問は、「物上代位」という用語に対応する英語は何かということかもしれません（英米法でも「物上代位」という観念はあったが、「人的代位」に吸収されたという記載は、米国の保険法の本にあります。）

それはともかく、教科書的に言うと、大陸法的な日本法と、中世封建制度からの伝統を引き継ぐ英米不動産法にはかなりの差異があるのですが、実務的にはそれほど困らなかったことは注目に値します。

3.1.1 日米不動産用語

- 抵当権 → mortgage
- 地上権 → ground lease

大陸法、英米法の差ではありませんが、「土地」と「建物」を別個の不動産と認識する日本法と、「土地」「建物」を独立した不動産とみなさないアメリカ法との「対話」はどうやってできたのでしょうか？

「更地を借りて、その上にショッピング・センターのビルを建てる」

という事例を、日本法的考え方とアメリカ法的な考え方を比較して検討してみるのも面白いかもしれません（実際の帰結は、驚くほど違わないのです）。

3.1.2 「考え方の違い」は、予想もしないところに現れます。

米国の不動産売買契約書(S&P Agreement)は、見方によっては、日本の物権法の教科書にある「物権行為の独自性」「物権行為の有因性」の好例のようにも読めます。

次ページ以下に、米国（カリフォルニア州）の不動産売買契約書のひな形の書き出し部分とその翻訳をご紹介します。

PURCHASE AGREEMENT

THIS PURCHASE AGREEMENT is made and entered into as of this ____
day of _____, 2004 (the “Effective Date”), by and between

_____, (“Purchaser”), and
_____, a _____ (“Seller”).

IN CONSIDERATION of the respective agreements hereinafter set forth, Seller
and Purchaser hereby agree as follows:

1. Purchase and Sale.

Seller agrees to sell and convey to Purchaser, and Purchaser agrees to purchase from Seller, on the terms and conditions set forth in this Agreement, the Property. As used herein, the term the “Property” shall mean, collectively: (a) that certain parcel of land located in _____, _____ and containing approximately ____ acres of land and more particularly described on **Exhibit A** attached hereto (the “Land”), together with all of Seller’s right, title and interest in all rights, easements and interests appurtenant thereto including, but not limited to, any streets or other public ways adjacent to the Land and any development rights, water or mineral rights owned by, or leased to, Seller; (b) all improvements located on the Land, including, but not limited to, _____ rentable square feet (the “Building”), and all other structures, systems, and utilities associated with, and utilized by Seller in the ownership and operation of the Building (all such improvements, together with the Building, being referred to herein as the “Improvements”), (c) all personal property owned by Seller, located on or in the Land or Improvements and used in connection with the operation and maintenance of the Property (the “Personal Property”), including, without limitation, any personal property listed on **Exhibit B** attached hereto; (d) all buildings materials, supplies, hardware, carpeting and other inventory located on or in the Land or Improvements and maintained in connection with Seller’s ownership and operation of the Property (the “Inventory”); (e) all trademarks, tradenames, permits, approvals, and entitlements and other intangible property used in connection with the foregoing, including, without limitation, all of Seller’s right, title and interest in any and all warranties and guaranties relating to the Property (the “Intangible Personal Property”); and (f) Seller’s interest in all leases and other agreements to occupy all or any portion of the Property that are in effect on the Effective Date (defined below) or into which Seller enters prior to Closing (defined below), but pursuant to the terms of this Agreement (the “Leases”).

不動産購入契約書

本不動産購入契約書は、_____である_____

_____（「本件買主」）と_____である_____

_____（「本件売主」）とにより、またこれらの中で、2004年__月__日（「本件発効日」）付で作成され、締結される。

本契約書の以下に規定するそれぞれの合意を約因として、本件売主及び本件買主は、ここに、以下のとおり合意する。

1. 売買

本件売主は、本契約書に規定する契約条件にしたがって、本件不動産を本件買主に対し売り渡し及び所有権を移転することに同意し、本件買主は、本件不動産を本件売主より買い受けることに同意する。本契約書で使用する場合、「本件不動産」という用語は、(a) _____、_____に所在し、面積約_____エーカーの土地を含む一定の区画の土地であって、本契約書に添付する**別紙A**により詳細を記載するもの（「本件土地」）、並びに、これらに限定されないが、本件土地に隣接する道路又はその他の公道を含め、本件土地に付属するあらゆる権利、地役権及び権益について本件売主の有する権利、権原及び権益、並びに、本件売主が所有し又は賃貸されている一切の開発権、水利権、鉱物権とともに、(b) 本件土地上に所在するすべての構築物であって、これに限定されないが、_____の賃貸可能面積を有する物（「本件建物」）、並びに本件建物に関連するその他すべての構造物、装置及び電気ガス下水道施設で、本件建物を所有し運用するにあたって本件売主が利用しているもの（かかるすべての構築物を、本件建物とともに、本契約書では「本件構築物」という）、(c) 本件売主が所有するあらゆる動産であって、本件建物もしくは本件構築物の上もしくは中に所在し、本件不動産の運用及び整備に関連して使用され、これらに限定されないが、本契約書に添付する**別紙B**に列記する動産を含み（「本件動産」）、(d) 本件建物もしくは本件構築物の上もしくは中に所在するすべての建築資材、備品、機械設備、床敷材及びその他の装備品（「本件設置品」）、(e) これらに限定されないが、本件不動産に関連する一切の保証及び保障について、本件売主が有する権利、権原及び権益のすべてを含む、上記物件に関連する、あらゆる商標、商号、許可、承認及び認可権（「本件付随契約等」）、並びに (f) 本件不動産の全部又は何れか一部を専有することのできる賃貸借その他の契約につき本件売主が有するところの権益であって、本件発効日（以下に定義する）に有効なもの、又は本件売主がクロージング（以下に定義する）前に締結するものであって、但し本契約書の条件にしたがうもの（「本件賃貸借」）を意味するものとする。

《トピック 不動産開発融資 (Real Estate Financing)》

不動産開発融資とは、不動産ファンドなどが出資者を募って、不動産投資をするということでは、特に変わったところがないようですが、日本人の発想と大きく違うところは、投資した不動産を典型的には5年で売却、換金するという Exit (出口) を予め想定するという点です。

日本人が不動産を取得すると「未来永劫」その不動産を所有することに喜びを感じるのですが、「不動産ファイナンス」、「不動産開発融資」では、「売却すること」を当初より念頭において物件を取得し、5年程度の後に売却（売却できないときは「リファイナンス」しなければならないことにはなりますが）して、差額を投資利益として獲得することを目的として行う活動であることに注意しなければなりません。

不動産開発融資関連の契約書は、このような「発想の違い」をよく理解しておくとも内容が分かってきます。

推奨文献：植野正美『アメリカビル物語ープロパティマネジメント奮戦記』（総合ユニコム刊）

第5章 アメリカ会社法の基礎知識

4.1 アメリカにおける企業形態の種類

- アメリカにおける企業形態の種類 – リミテッド・パートナーシップ等
- デラウェア会社法の位置づけ

アメリカの企業法は、中心に「代理(agency)」を以て、「代理人—本人(agency-principal)」関係を基本的な視点として構築されていると言えます。

素朴な代理関係が目に見えるものの順にいくと、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、そして「会社」であるコーポレーションということになります。そして、コーポレーションとパートナーシップとの両方の利点を目指したリミテッド・ライアビリティ・カンパニーというものも登場しています。

また、LLC Agreement を定款と訳す一方で、定款そのものが、アメリカ法は株主(社員)間の契約であると観念されている点も、日本人の一般的な意識と違っているので注意する必要があります。

AMENDED AND RESTATED
AGREEMENT OF LIMITED PARTNERSHIP

OF

COLONIAL JAPAN RESTRUCTURING FUND II (JPY), L.P.

This AMENDED AND RESTATED AGREEMENT OF LIMITED PARTNERSHIP (this “Agreement”) of COLONIAL JAPAN RESTRUCTURING FUND II (JPY), L.P., a Cayman Islands exempted limited partnership (the “Partnership”), is made as of this __ day of _____, 2003, by and among Colonial Strategic Value Partners GP II, LLC, a Delaware limited liability company registered as a foreign company in the Cayman Islands having its registered office in the United States at 1251 Avenue of the Americas, 17th Floor, New York, New York, 10020 and having Cayman Islands service of process at [_____], Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I., as general partner (the “General Partner”), Bill W. Bloody, as initial limited partner (the “Initial Limited Partner”), and the Limited Partners (as hereinafter defined) of the Partnership.

W I T N E S S E T H :

WHEREAS, the Partnership was formed pursuant to the provisions of the Exempted Limited Partnership Law, (1997 Revision) of the Cayman Islands, to be governed and operated pursuant to the terms and provisions of a Limited Partnership Agreement dated as of _____, 2003 between the General Partner and the Initial Limited Partner; and

WHEREAS, the parties hereto desire to enter into this Amended and Restated Agreement of Limited Partnership of the Partnership to permit the withdrawal of the Initial Limited Partner and the admission of Limited Partners of the Partnership and further to make the modifications hereinafter set forth;

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual promises and agreements herein made and intending to be legally bound hereby, the parties hereto agree to amend and restate the Amended and

Restated Agreement of Limited Partnership of the Partnership in its entirety to read as follows:

COLONIAL JAPAN RESTRUCTURING FUND II (JPY), L.P.

[コロニアル・ジャパン・リストラクチャリング・ファンド・II・(JPY)・リミテッド・パートナーシップ]

改訂及び全面改定リミテッド・パートナーシップ契約書

ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップである Colonial Japan Restructuring Fund II (JPY), L.P. (「本パートナーシップ」) の本改訂及び全面改定リミテッド・パートナーシップ契約書(「本契約書」)は、本2003年__月__日付で、1251 Avenue of the Americas, 17th Floor, New York, New York, 10020にアメリカ合衆国内の登記上の営業所を有し、また、[_____] , Grand Cayman, Cayman Islandsにケイマン諸島における受送達場所を有する、ケイマン諸島で外国会社として登録されているデラウェア州リミテッド・ライアビリティ・カンパニーである COLONIAL STRATEGIC VALUE PARTNERS GP II, LLC [コロニアル・ストラテジック・バリュー・パートナーズ・ジーピー・II・エルエルシー]、ジェネラル・パートナーとしての B.W.I. (「本件ジェネラル・パートナー」)、当初リミテッド・パートナーとしての Robert S. Bodey (「当初リミテッド・パートナー」) 及び本パートナーシップのリミテッド・パートナー (以下に定義する) とにより、またこれらの間で締結される。

証

そもそも、本パートナーシップは、ケイマン諸島免除リミテッド・パートナーシップ法 (1997年改正) の規定にしたがい設立されたものであり、本件ジェネラル・パートナーと当初リミテッド・パートナーとの間の2003年__月__日付リミテッド・パートナーシップ契約書の条件及び規定に準拠し、これにしたがい運営されるものであるところ、

そもそも、本契約書の当事者は、ここに、本パートナーシップの改訂及び全面改定リミテッド・パートナーシップ契約書を締結すること望み、当初リミテッド・パートナーの脱退を認め、また本パートナーシップのリミテッド・パートナーの加入を認め、また、以下に規定する修正を行うことを望んでいるところ、

よって、ここに、本契約書に規定される相互の約束及び合意を約因として、本契約書に法的に拘束されることを意図して、本契約書の当事者は、本パートナーシップについての改訂及び全面改定リミテッド・パートナーシップ契約書を、全体として以下のとおり改訂し、全面改定することに合意する。

《トピック デラウェア会社法》

アメリカには「連邦会社法」というものではなく (☞アメリカ憲法)、各州に「会社法」があるということになります。つまり、ニューヨーク州会社法、ペンシルバニア州会社法、等々があることになります。

契約書の冒頭に、「. . . 法人である. . . 会社は、」という記載がされるのもこのような理由です。

さて、アメリカの大企業（ニューヨーク証券取引所に上場されているような企業）の多くが、デラウェア州会社法によって設立された会社であるというのは有名なことです。デラウェア州は、ペンシルバニアからワシントン DC やバージニア州に向かうときに通過する極めて小さな州です。

このような小さな州の会社法がなぜ利用されるのかという理由は興味深いのですが、デラウェア州会社法の運営にあたっているデラウェア州裁判所（衡平法部）の裁判官の優秀さ、デラウェア州会社法のもとの判例法が蓄積されていること等が理由にあげられています。

会社法に限らず、公的規制を緩めて企業を誘致しようとする結果、公的規制が台無しになってしまうという「**race to bottom**」という現象が、会社法の領域では起こっていないことを示す例としてよく引用されます。「**race to bottom**」は、「底辺への競争」というわかりにくい訳があてられていますが、要は、「悪貨は良貨を駆逐する」というグレシャムの法則の公的規制版です。

第5章 アメリカ証券取引法の基礎知識

- M&A用語の日米比較
- 証券英語特有な表現

5.1 証券法、証券取引所法、投資会社法、等々と複雑な法制から基本を習得

現在ある「金融商品取引法」が制定されるまでであった日本の「証券取引法」がお手本にしたのが、アメリカの証券取引規制です。

- 1933年証券法 — 発行開示
- 1934年証券取引所法 — 継続開示
- 1940年投資会社法 — アメリカ型「投資信託」

これらが、直接的にまたは間接的に「大恐慌」の所産であることは注意すべきです。また、旧証券取引法がアメリカの証券取引規制を導入して制定されていたこともあり、現在の金融商品取引法にいたるまで、法的な用語、概念に併行関係が見られ、例えば日本の金融商品取引法下の書類を英訳する場合、アメリカの法律の用語、書式等をいちおう確認しておくことが必要となります。

(a) **Indemnification.** In the event any Registrable Securities are included in a registration statement under this Agreement:

To the extent permitted by law, the Company will indemnify and hold harmless each Holder, the officers, directors, partners, employees, agents, and legal counsel of each Holder, any underwriter (as defined in the Securities Act) for such Holder and each person, if any, who controls such Holder or underwriter within the meaning of the Securities Act or the Securities Exchange Act of 1934, as amended (the "Exchange Act"), against any losses, claims, damages, liabilities or expenses (joint or several) to which they may become subject under the Securities Act, the Exchange Act or other federal or state law, rule or regulation insofar as such losses, claims, damages or liabilities (or actions in respect thereof) arise out of or are based upon any of the following statements, omissions or violations relating to such registration (collectively, a "Violation"): (i) any untrue statement or alleged untrue statement of a material fact contained in such registration statement (or in any other material application or document for a related qualification or other security law compliance), including any preliminary prospectus or final prospectus contained therein or any amendments or supplements thereto, (ii) the omission or alleged omission to state therein a material fact required to be stated therein, or necessary to make the statements therein not misleading, or (iii) any violation or alleged violation by the Company of the Securities Act, the Exchange Act, any state securities law or any rule or regulation promulgated under the Securities Act, the Exchange Act or any state securities law; and the Company will reimburse each such Holder, officer, director, partner, employee, agent, legal counsel, underwriter or controlling person for any legal or other expenses reasonably incurred by them in connection with investigating or defending any such loss, claim, damage, liability or action; provided, however, that the indemnity agreement contained in this paragraph (A) shall not apply to amounts paid in settlement of any such loss, claim, damage, liability or action if such settlement is effected without the consent of the Company (which consent shall not be unreasonably withheld), nor shall the Company be liable in any such case for any such loss, claim, damage, liability or action to the extent that it arises out of or is based upon a Violation which occurs solely in reliance upon and in

conformity with written information furnished expressly for use in connection with such registration by any such Holder, officer, partner, director, underwriter, legal counsel or controlling person; provided further that such reimbursement shall be made on a monthly basis within thirty (30) days after receipt of any invoice with respect to expenses reasonably incurred during the preceding calendar month.

(a) **免責**。登録可能証券が本契約書に基づく証券登録説明書の対象とされる場合には、

法律により認められる範囲で、当社は、合衆国証券法、証券取引所法又はその他の連邦もしくは州の法律、規則もしくは記載に基づき服することになる一切の損失、請求、損害、責任又は費用（連帯のものであると個別のものであるとを問わない）から、かかる損失、損害又は責任（又はそれに関する訴訟）がかかる登録に関する以下の記載、記載漏れ又は違反（まとめて、「本件違反」）から生じている、又はこれに基づいている場合に限り、各**保有者**、各**保有者**の役員、取締役、パートナー、従業員、代理人及び法律顧問、かかる**保有者**の引受業者（合衆国証券法に定義される）及びもしいるのであれば、合衆国証券法又は改正1934年証券取引所法（「取引所法」）の意味において**保有者**もしくは引受業者を支配する人がいれば、その各人を免責し、これらに損害を被らせない。即ち、(i) 証券登録説明書に含まれる仮目論見書もしくは最終目論見書又はその何れかの改定もしくは補足を含め、かかる証券登録説明書（又は関連する免許取得もしくはその他の証券法の遵守のためのその他の重要な申請書もしくは文書）に含まれる重大な事実についての何らかの虚偽の記載又は虚偽の記載の主張、(ii) それらに記載するよう要求されている又はそれらの記載につき誤解が生ずるのを防ぐために必要な重大な事実の記載漏れ、又は記載漏れの主張、あるいは (iii) 合衆国証券法、取引所法、何れかの州の証券法、又は合衆国証券法、取引所法もしくは何れかの州の証券法に基づき制定された何れかの規則もしくは規制の当会社による違反又は違反の主張。当社は、かかる各**保有者**、役員、取締役、パートナー、従業員、代理人、法律顧問、引受業者又は支配する人に、かかる損失、請求、損害、責任または訴訟の調査又は防御に関連してこれらの者が被った合理的な一切の法的費用その他を補償する。しかしながら、本(A)項所定の免責の合意は、当会社の同意（かかる同意は不合理に留保されてはならない）を得ることなく和解が行われた場合には、かかる損失、請求、損害、責任又は訴訟の和解で支払われた金額には適用されないものとし、また、かかる損失、請求、損害、責任又は訴訟が、かかる**保有者**、役員、パートナー、取締役、引受業者、法律顧問又は支配する人がかかる登録に関連して使用するために明示に提供した書面による情報にもっぱら依拠し、これにしたがったことから生じた本件違反に起因し又は基づいている場合には、かかる範囲でこれらの損失等につき責任を負わないものとする。但し、かかる補償は、前暦月中に合理的に発生した費用に関する請求書を受領してから三十(30)日以内に、毎月、支払われるものとする。

証券取引の分野における規制機関は、SEC（連邦証券取引委員会）で、金融商品ということで範囲を広げると、先物取引に関するCFTC（米国証券先物取引委員会）があります。

《トピック M&A 用語の日米比較》

| | | 証取法 | 金商法 | USA | UK (Takeover Code) |
|----|----------|-------------------------------------|---------------------------------|--|---|
| 1. | 公開買付開始公告 | 第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付 | 第 27 条の 3（公開買付開始公告及び公開買付届出書の提出） | Date of Commencement of a Tender Offer Reg. §240.14d-2. (a) <i>Date of commencement.</i> A bidder will have commenced its tender offer for purposes of | APPENDIX 5 TENDER OFFERS 2 PROCEDURE AND CLEARANCE |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <p>け（以下この節において「公開買付け」という。）によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付け予定の株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。この場合において、当該買付け等の期間が政令で定める期間より短いときは、第二十七条の十第三項の規定により当該買付け等の期間が延長されることがある旨を当該公告において明示しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による公告（以下この節において「公開買付け開始公告」という。）を行つた者（以下この節において「公開買付け者」という。）</u>は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付け開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第六十七條、第九十七條及び第九十七條の二</p> | <p>前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付け予定の株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。この場合において、当該買付け等の期間が政令で定める期間より短いときは、第二十七条の十第三項の規定により当該買付け等の期間が延長されることがある旨を当該公告において明示しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による公告（以下この節において「公開買付け開始公告」という。）を行つた者（以下この節において「公開買付け者」という。）</u>は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付け開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載し</p> | <p>section 14(d) of the Act (15 U.S.C.78n) and the rules under that section at 12:01 a.m. on the date <u>when the bidder has first published, sent or given the means to tender to security holders</u>. For purposes of this section, the means to tender includes the transmittal form or a statement regarding how the transmittal form may be obtained.</p> <p>Dissemination of Certain Tender Offers Reg. §240.14d-4. As soon as practicable on the date of commencement of a tender offer, <u>the bidder must publish, send or give the disclosure required by §240.14d-6 to security holders of the class of securities that is the subject of the offer</u>, by complying with all of the requirements of any of the following:</p> <p>(a) <i>Cash tender offers and exempt securities offers.</i> For tender offers in which the consideration consists solely of cash and/or securities exempt from registration under section 3 of the Securities Act of 1933 (15 U.S.C. 77c):</p> <p>(1) <i>Long-form publication.</i> (2) <i>Summary publication.</i> (i) If the tender offer is not subject to Rule 13e-3 (§240.13e-3), the bidder makes adequate publication in a newspaper or newspapers of a summary advertisement of the tender offer; and (ii) Mails by first class mail or otherwise... (3) <i>Use of stockholder lists and security position listings.</i> ...</p> <p><i>Instruction to paragraph (a):</i> Tender offers may be published or sent or given to security holders by other methods, but with respect to summary publication and the use of stockholder lists and security position listings under §240.14d-5, paragraphs (a)(2) and (a)(3) of this section are exclusive.</p> <p>(b) <i>Registered securities offers.</i> For tender offers in</p> | <p>(a) A person publishing a tender offer for the shares of a company which are admitted to listing on the Official List or to trading on AIM or on PLUS must do so by <u>paid advertisement</u> in two national newspapers and must notify the company concerned of the information specified in Section 3 at least 7 days before the day on which the tender offer closes. The offeror may also circulate copies of the advertisement to shareholders of the company, subject to compliance with the FSMA.</p> <p>(b) In all other cases, the tender offer must be made by means of a <u>circular</u> to shareholders (containing the same information as for a tender offer advertisement as specified in Section 3) and must be open for acceptance for at least 21 days. A copy of the circular must be provided to the company concerned at the same time as it is posted to shareholders.</p> |
|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|----|--------|---|--|---|---|
| | | において「公開買付届出書」という。)を内閣総理大臣に提出をしなければならない。... | た書類及び内閣府令で定める添付書類(以下この節並びに第百六十七條、第百九十七條及び第百九十七條の二において「公開買付届出書」という。)を内閣総理大臣に提出をしなければならない。... | which the consideration consists solely or partially of securities registered under the Securities Act of 1933, a registration statement containing all of the required information, including pricing information, has been filed and a preliminary prospectus or a prospectus that meets the requirements of Section 10(a) of the Securities Act (15 U.S.C. 77j(a)), including a letter of transmittal, is delivered to security holders. ... | |
| 2. | 公開買付届書 | <p>第二十七條の三</p> <p>2 前項の規定による公告(以下この節において「公開買付開始公告」という。)を行った者(以下この節において「公開買付者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行った日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類(以下この節並びに第百六十七條、第百九十七條及び第百九十七條の二において「公開買付届出書」という。)を内閣総理大臣に提出をしなければならない。...</p> <p>一 買付け等の価格、買付予定の株券等の数、... 条件(以下この節において「買付条件等」という。)</p> <p>二 ... 買付け等を公開買付けによらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容</p> <p>三 公開買付け</p> | <p>第27條の3(公開買付開始公告及び公開買付届出書の提出)</p> <p>2 前項の規定による公告(以下この節において「公開買付開始公告」という。)を行った者(以下この節において「公開買付者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行った日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類(以下この節並びに第百六十七條、第百九十七條及び第百九十七條の二において「公開買付届出書」という。)を内閣総理大臣に提出をしなければならない。...</p> <p>一 買付け等の価格、買付予定の株券等の数、... 条件(以下この節において「買付条件等」という。)</p> <p>二 ... 買付け等を公開買付けによらないで行う契約がある場</p> | <p>Filing and Transmission of Tender Offer Statement Reg. §240.14d-3.</p> <p>(a) <i>Filing and transmittal.</i> No bidder shall make a tender offer if, after consummation thereof, such bidder would be the beneficial owner of more than 5 percent of the class of the subject company's securities for which the tender offer is made, unless as soon as practicable on the date of the commencement of the tender offer such bidder:</p> <p>(1) Files with the Commission ten copies of a Tender Offer Statement on Schedule TO (§240.14d-100), including all exhibits thereto;</p> <p>(2) Hand delivers a copy of such Schedule TO, including all exhibits thereto:</p> <p>(i) To the subject company at its principal executive office; and</p> <p>(ii) To any other bidder, which has filed a Schedule TO with the Commission relating to a tender offer which has not yet terminated for the same class of securities of the subject company, at such bidder's principal executive office or at the address of the person authorized to receive notices and communications (which is disclosed on the cover sheet of such other bidder's Schedule TO);</p> <p>(3) Gives telephonic notice of the information required by Rule 14d-6(e)(2)(i) and (ii) (§240.14d-6(e)(2)(i) and (ii)) and mails by means of first class mail a copy of such</p> | <p>APPENDIX 5 TENDER OFFERS</p> <p>1 PANEL'S CONSENT REQUIRED</p> <p>The Panel's consent is required for any tender offer. The Panel's consent will normally be granted where:</p> <p>...</p> <p>2 PROCEDURE AND CLEARANCE</p> <p>...</p> <p>(e) The text of the advertisement or circular must be cleared by the Panel.</p> <p>(f) In every case the UKLA, the Stock Exchange or PLUS, as appropriate, and the Panel must be supplied with copies of the final text of the advertisements or circulars at the same time as they are given to the newspapers or are posted to shareholders, as the case may be.</p> <p>3 DETAILS OF TENDER OFFER ADVERTISEMENTS</p> <p>(a) The advertisement of a tender offer or circular (as the case may be), which must constitute a firm offer, must include the particulars set out below:—</p> <p>(i) the name of the offeror;</p> <p>(ii) the name of the broker or other agent acting for the offeror;</p> <p>(iii) the name of the company whose shares are sought;</p> <p>(iv) the maximum number of shares or proportion of voting capital offered for;</p> <p>(v) a statement that, if tenders</p> |

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| | <p>の目的、．．．</p> <p>3 公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者（以下この節において「公開買付者等」という。）は、その公開買付けにつき公開買付開始公告が行われた日の翌日以後は、当該公開買付者が公開買付届出書を内閣総理大臣に提出していなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る内閣府令で定める行為をしてはならない。</p> <p>4 公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを当該公開買付けに係る株券等の発行者．．．に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p> <p>一 証券取引所に上場されている株券等 当該証券取引所</p> <p>二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものと</p> | <p>合には、当該契約の内容</p> <p>三 公開買付けの目的、．．．</p> <p>3 公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者（以下この節において「公開買付者等」という。）は、その公開買付けにつき公開買付開始公告が行われた日の翌日以後は、当該公開買付者が公開買付届出書を内閣総理大臣に提出していなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る内閣府令で定める行為をしてはならない。</p> <p>4 公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを当該公開買付けに係る株券等の発行者．．．に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p> <p>一 金融商品取</p> | <p>Schedule TO, including all exhibits thereto: (i) To each national securities exchange where such class of the subject company's securities is registered and listed for trading (which may be based upon information contained in the subject company's most recent Annual Report on Form 10-K and Form 10-KSB (§249.310 and §249.310b) filed with the Commission unless the bidder has reason to believe that such information is not current) which telephonic notice shall be made when practicable prior to the opening of each such exchange; and (ii) To the National Association of Securities Dealers, Inc. ("NASD") if such class of the subject company's securities is authorized for quotation in the NASDAQ interdealer quotation system.</p> | <p>totalling less than 1% of the voting rights of the company are received, the tender offer will be void. ...</p> <p>(vi) a statement that, subject to (v), a shareholder's tender will be irrevocable;</p> <p>(vii) the fixed or maximum price offered;</p> <p>(viii) the number and percentage of shares in which the offeror and persons acting in concert with it are interested, specifying the nature of the interests concerned (see Note 5(a) on Rule 8);</p> <p>(ix) the closing day and time for the tender; and</p> <p>(x) the arrangements for delivery and settlement (on a basis approved in advance by the Panel).</p> <p>...</p> |
|--|--|--|---|---|

| | | | | | |
|----|-----------------------|--|--|--|---|
| | | して政令で定める株券等 政令で定める証券業協会 | 引所に上場されている株券等 当該金融商品取引所 二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める認可金融商品取引業協会 | | |
| | | 公開買付開示内閣府令 第二号 公開買付届出書 | 公開買付開示内閣府令 第二号 公開買付届出書 | Schedule TO Tender Offer Statement | |
| 3. | 公開買付 開付 説明 書 | <p>第二十七条の九</p> <p><u>公開買付者は、公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるもの及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した書類（以下この節並びに第百九十七条の二及び第二百条において「公開買付説明書」という。）を、内閣府令で定めるところにより、作成しなければならない。</u></p> <p>2 公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、当該株券等の売付け等を行おうとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、公開買付説明書を交付しなければならない。</p> <p>3 公開買付者は、... 訂正届出書を提出した場合には、直ちに、内閣府令で定めるところにより、公</p> | <p>第 27 条の 9（公開買付説明書等の作成及び交付）</p> <p><u>公開買付者は、公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるもの及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した書類（以下この節並びに第百九十七条の二及び第二百条において「公開買付説明書」という。）を、内閣府令で定めるところにより、作成しなければならない。</u></p> <p>2 公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、当該株券等の売付け等を行おうとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、公開買付説明書を交付しなければならない。</p> <p>3 公開買付者は、... 訂正届出書を提出した場合には、直ち</p> | <p>Dissemination of Certain Tender Offers Reg. §240.14d-4.</p> <p>As soon as practicable on the date of commencement of a tender offer, the bidder must publish, send or give the disclosure required by §240.14d-6 to security holders of the class of securities that is the subject of the offer, by complying with all of the requirements of any of the following:</p> <p>(a) <i>Cash tender offers and exempt securities offers.</i> For tender offers in which the consideration consists solely of cash and/or securities exempt from registration under section 3 of the Securities Act of 1933 (15 U.S.C. 77c):</p> <p>(1) <i>Long-form publication.</i> The bidder makes adequate publication in a newspaper or newspapers of long-form publication of the tender offer.</p> <p>(2) <i>Summary publication.</i></p> <p>(i) If the tender offer is not subject to Rule 13e-3 (§240.13e-3), the bidder makes adequate publication in a newspaper or newspapers of a summary advertisement of the tender offer; and (ii) Mails by first class mail or otherwise furnishes with reasonable promptness the bidder's <u>tender offer materials</u> to any security holder who requests such tender offer materials pursuant to the summary advertisement or otherwise.</p> | <p>SECTION J. DOCUMENTS FROM THE OFFEROR AND THE OFFEREE BOARD</p> <p>RULE 23. THE GENERAL OBLIGATION AS TO INFORMATION</p> <p>Shareholders must be given sufficient information and advice to enable them to reach a properly informed decision as to the merits or demerits of an offer. Such information must be available to shareholders early enough to enable them to make a decision in good time. No relevant information should be withheld from them. The obligation of the offeror in these respects towards the shareholders of the offeree company is no less than an offeror's obligation towards its own shareholders.</p> <p>RULE 24. OFFEROR DOCUMENTS</p> <p>24.1 INTENTIONS REGARDING THE OFFEREE COMPANY, THE OFFEROR COMPANY AND THEIR EMPLOYEES</p> <p>An offeror will be required to cover the following points in the <u>offer document</u>:—</p> <p>(a) its intentions regarding the future business of the offeree company;</p> <p>(b) its strategic plans for the offeree company, and their likely repercussions on employment and the locations</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | 開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。 | に、内閣府令で定めるところにより、公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。 | | of the offeree company's places of business; (c) its intentions regarding any redeployment of the fixed assets of the offeree company; (d) the long-term commercial justification for the proposed offer; and (e) its intentions with regard to the continued employment of the employees and management of the offeree company and of its subsidiaries, including any material change in the conditions of employment. |
|--|--|--|--|--|--|

補論 SOX 法について

米国の 2002 年企業改革法、あるいはサーベインズ・オックスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) (以下「本法」という) は、公開会社の企業統治に関して広範な一群のルールが新たに定めるとともに、米国証券取引委員会 (SEC) に対して、当該規定のいくつかについて、委任規則を發布する権限を与えた。

2002 年 8 月 29 日、SEC はこの権限に基づき、委任規則を制定した。当該規則は、フォーム 10-K 及び 20-F により年次報告書を提出する義務を負う発行体に適用されるものであり、これら発行体は、これらのフォーム及びフォーム 10-Q の四半期報告書に関して、その正確性を証明する宣誓を行う義務が課せられた。外国の私企業の発行体で、2002 年 8 月 29 日より後にフォーム 20-F を提出するものも、以下に説明する正確性証明を将来は行わなければならない。しかしながら、かかる発行体は、フォーム 20-F による年次報告書の間の期間に関する財務成績の情報を提出するため、外国の私企業の発行体が提出するフォーム 6-K については、正確性証明を行う必要はない。

最高経営責任者 (CEO)/最高財務責任者 (CFO) による正確性証明に関する個別的ガイドライン

フォーム 20-F により米国証券取引委員会 (SEC) に年次報告書を提出している ADR 発行体は、当該発行体の主たる経営責任者及び財務責任者が、以下のとおりの事実を宣誓のもとに証明しなければならない。即ち、

1. 同人らが、当該報告書を検討したこと、
2. 同人らが、その知るところによれば、当該報告書には重要な事実について真実に反するいかなる記載も含まれておらず、また当該記載が行われた四囲の状況に鑑みて、当該記載を誤解を招くものとならないようにするため必要とされる重要な事実の記載が欠けていないこと、
3. その知るところによれば、当該報告書におさめられた財務諸表、及びその他の財務情報は、あらゆる重要な点において、当該報告書が対象とする期間現在での、またかかる期間について

ての、当該発行体の財務状態、営業成績及びキャッシュフローを公正 (fairly) に表示するものであること、

4. 同人ら及び証明を行うその他の役員は、当該発行体の「開示統制及び手続」を確立し及び維持する職責を担っており、かかる開示統制及び手続を、ことに継続開示報告書を作成している間を含め、重要な事実が自らに報告されるように確保させるかたちで整えており、当該報告書の日付から 90 日以内に当該発行体の開示統制及び手続の有効性の検証作業を済ませており、また義務付けられた検証作業に基づく開示統制及び手続の有効性について、同人らが下した結論が示されていること、
5. 同人ら及び証明を行うその他の役員は、「内部統制」（財務報告に関する社内の統制に関連する既存の用語）の制度又は運用に重大な欠陥があって、それが、発行体の財務データを記録、処理、要約及び報告する能力に悪影響を与える可能性のあるものである場合は、これを当該発行体の監査人及び取締役会の監査委員会（又は、同等の職務を果たす人）に対して開示済みであり、また内部統制に重大な弱点がある場合、及びそれが重大であると否を問わず、経営陣又は当該発行体の内部統制で重要な役割を果たしている従業員が関与する何らかの詐欺行為があった場合には、これらを当該発行体の監査人に対して通告済みであること、及び
6. 同人ら及び証明を行うその他の役員が、当該報告書において、重大な欠陥及び重要な弱点に関して行った何らかの是正措置を含め、同人らが検証作業を行った日より後に、内部統制又は内部統制に重大な影響を与える可能性のある要素に、重大な変更があったか否かを表示していること。

報告書の内容に関する証明（即ち、上記第 1 ないし第 3 で説明した点）は、提出日の日付が 2002 年 8 月 29 日より後のものに適用される。しかしながら、内部統制並び開示統制及び手続に関する証明（即ち、上記第 4 ないし第 6 で説明した点）は、2002 年 8 月 29 日より後に終了する会計年度に関する報告書にのみ適用される。これは、発行体に対して、かかる証明を行うための適切な措置がとれるような移行期間を与えることを意図したものである。

財務情報が会社の財務状態、営業成績及びキャッシュフローを「公正 (fairly) に表示している」（第 3 で説明したとおり）ことの証明に関しては、SEC は、財務情報が全般的に重要な点で正確且つ完全であることを言い、一般に認められた会計原則 (GAAP) に基づく財務報告要件を順守することに限らないと述べている。かくして、「公正 (fair) な表示」には、適切な会計方針を選択すること、かかる方針を適切に適用すること、情報として価値のある、また基礎となる取引及び事象を合理的に反映した財務情報を開示すること、さらに、発行体の財務状態、経営成績及びキャッシュフローについての、重要な点で正確且つ完全な実像を提供するために必要な追加的な開示を行うことが含まれることになる。

「統制及び手続」の開示に関連する証明（上記第 4 点、参照）に関して言えば、これは、1934 年証券取引所法に基づき開示されるべき情報を記録し、処理し、要約し、また適時に報告できるよう確保するため、統制及びその他の手続を整えることを言っている。これには、以下のものに限られないが、適宜、経営陣が開示について適時の判断を行えるようにするため、適切な情報を蓄積し、経営陣に伝達されるよう確保するための統制及び手続を整えることが含まれる。各発行体は、それぞれの経営及び管理体制に基づき、これらの要件を実現するための、一連の独自の手

続を策定しておかなければならない。

補論 英米契約法を読む上で必要な「会計学」の基礎知識
契約法を読む上で、絶対に身につけておかなければならないのが会計学（財務会計）の知識です。制度会計のあらましと、基本的な事項を確認しておきます。

GAAP（「一般に公正妥当と認められた会計原則」）と聞くと、法律関係の人は「慣習法」のようなものを連想しがちですが、GAAPは、編集された数巻の書籍のかたちで存在しています。そして、法律学顔負けの、規定の文言を中心とした「解釈」を展開するというようなことが行われているようです。いずれにせよ、GAAPは漠然とした存在ではないことを、知っておくべきでしょう。

| | |
|-----------|---|
| FASB | 財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board) |
| AICPA | AICPA(The American Institute of Certified Public Accountants) |
| APB | APB 意見書 (Opinion of the Accounting Principles Board) |
| ARB | 会計研究公報(Accounting Research Bulletin) |
| SFAC | FASB 概念書(Statements of Financial Accounting Concepts) |
| ASR | Accounting Series Release |
| AAER | 会計・監査行政処分通牒(Accounting and Auditing Enforcement Release) |
| SFAS | 財務会計基準審議会基準書(Statement of Financial Accounting Standards) |
| FIN | FASB 解釈指針(FASB Interpretation) |
| AIN | AICPA 解釈文(AICPA Accounting Interpretation) |
| FTB | FASB 技術基準公報(FASB Technical Bulletin) |
| FRR | 財務会計通牒(Financial Reporting Release) |
| EITF | 新会計問題審議部会(Emerging Issue Task Force) |
| PB | 実務基準公報(Practice Bulletin) |
| 規則 S-X | Regulation S-X |
| 規則 S-K | Regulation S-K |
| AICPA 解釈文 | AICPA Accounting Interpretation |
| SAB | Staff Accounting Bulletins |
| SEC | 米国証券取引委員会(The Securities and Exchange Commission) |
| SOP | Statement of Position (AICPA 意見書) |
| SAS | 監査基準書(Statement on Auditing Standards) |
| IFRS | 国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards) |
| IAS | 国際会計基準書(International Accounting Standards) |

契約書を読むときに参照する必要があることのある「基準書」等：

[例：]

- FASB基準書第3号「中間財務諸表における会計上の変更の報告」
- FASB基準書第13号「リース会計」
- FASB基準書第45号「フランチャイズ料収益会計」
- FASB基準書第48号「返品権が存在する場合の収益の認識」
- FASB基準書第66号「不動産売買の会計」
- FASB基準書第68号「研究開発の取り決め」

- FASB基準書第91号「返金不能料金及びローンのオリジネーション又は取得に関連する費用及びリースの初期直接費に関する会計」
- FASB技術基準公報第90-1号「別々に価格設定された延長品質保証と製品保守サービス契約に関する会計」
- FASB概念基準書第5号「営利企業の財務諸表における認識及び測定」
- APB意見書第20号「会計の変更」
- 会計研究公報第45号「長期建設型契約」
- AICPA立場表明書第81-1号「建設型及び一定の製作型契約の履行に関する会計」
- AICPA立場表明書第97-2号「ソフトウェアの収益認識」
- AICPA立場表明書第98-9号「立場表明書第97-2号「ソフトウェアの収益認識」の一定の取り決めに関する修正」
- AICPA立場表明書第00-2号「映画の製作会社又は配給会社ごとの会計」
- SECスタッフ会計公報第101号「財務諸表における収益の認識」
- SECスタッフ会計公報第101号「財務諸表における収益の認識—「よく寄せられる質問及び回答(FAQ)」」

○ 特に、「リース」は法律関係の人と会計関係の人の認識に差がある部分です。

リースの種類

- a. キャピタル・リース — キャピタル・リースは、借り手の貸借対照表に資産と負債の両方として計上される。キャピタル・リースでは、損益計算書に経費として計上される金額は、リース期間の進行とともに減っていく。リース期間中、各年度の最低リース支払額は、債務の残高に対する期間利率が一定になるよう、債務減少部分と支払利息部分とに配賦される。リース債務の残高が減少するにつれて、少額になっていく債務残高に一定の期間利率が適用されるので、支払利息の金額も減る。キャピタル・リースを計上する効果は、借り手がリースを受ける代わりに、金銭を借り入れ、資産を購入した場合の結果と類似したものとなる。さらに、借り手（レシー）は、リース期間中、キャピタル・リースしている資産の減価償却もまた認識する。
- b. オペレーティング・リース — オペレーティング・リースでは、通常、リース契約により義務づけられるリース料の支払いを反映するかたちで、リース期間全体にわたり均等額が費用として損益計算書上に計上される結果となる。キャピタル・リースとは対照的に、借り手は、リース資産と関連するリース債務を貸借対照表上に計上しない。

リースを分類する基準 — 借り手側

リースの開始時点において、あるリースが、次の4つの基準の1つ以上を満たす場合には、そのリースは借り手の立場からはキャピタル・リースとして分類される。その他の場合には、オペレーティング・リースとして分類される。...

リースの会計処理— 借り手側

a. キャピタル・リース

キャピタル・リースについては、借り手は、リース期間中に支払う最低リース支払額のリースの開始時点における現在価値から、貸し手が支払うべき保険料、保守費用及び租税公課のような将来費用 (executory costs) とともに、それに対する

利益とを加えた金額に相当する額を、資産及び債務に計上しなければならない。しかし、このようにして決定された金額が、リースの開始時点における当該リース資産の公正価値をこえるときには、資産及び債務として記録されるべき金額はその公正価値とする。最低リース支払額のうち、将来費用及びそれに対する利益に相当する部分を、リース契約の規定から決定できない場合には、当該金額の見積りを行う。最低リース支払額の現在価値を算出するに当たり使用される割引率は、借り手について第II章第2項II.に規定しているところによる。(FASB 基準書第13号第10項。FASB 基準書第23号第8項により改訂されたもの)...

b. オペレーティング・リース

通常、オペレーティング・リースのリース料は、リース期間を通じその債務の発生時に費用として賦課する。(FASB 基準書第13号第15項)

第7章 アメリカ信託法の基礎知識

- アメリカ信託法を理解するために必要な基本用語
- 投資ビーイクルとして利用される信託 — RIET は信託？

6.1 英米法の特徴といえば「信託法」であるが、どれくらい特異か？

信託という制度は英米法特有のもので、大陸法の国 (civil law countries) の人には理解しにくいものだと言われています。

定義的には、ある人が、衡平法上の義務にしたがい、コモンロー上の権利を保有する財産を、他の人の利益をはかるために保持し又は使用する信託義務に裏づけられた関係ということになり、

- 委託者 (settlor or trustor)
- 受託者 (trustee)
- 信託財産 (trust property or trust res)
- 受益者 (beneficiary)
- 信託証書 (trust instrument)

が信託設定の要素となります。

日本の信託関係の英訳では、信託証書に trust deed でなく trust agreement (信託契約) が、また信託受益権が beneficial interest でなく beneficiary interest が使われること等、英米の信託法の用語とは異なっているところもあります。

信託制度が理解しにくい理由は、委託者が受託者に委託した (日本の契約書の英訳ではこの文脈で entrust をあてる例がありますが、英米法の文献では transfer ...in trust として) 信託財産の帰属が、委託者、受託者、受益者の間で「宙ぶらりん」になっているかのように見えるからと思われれます。

英米法の文献では、端的に、「内・外ともに移転」で、委託者が受託したに信託譲渡した信託財産は受託者に帰属するという原則からすべてが始まるといってよいようです。

不動産管理信託契約書

ユーエス・セカンド特定目的会社 (以下「当初委託者」という。) とオランダ信託銀行株式会社 (以下「受託者」という。) は、以下の条項により構成される不動産管理信託契約 (以下「本信託契約」という。) を締結する。なお、本信託契約において別段の定めのない限り、本信託契約における用語の意味は別紙 1 の定義集に定めるところによる。

第 1 条 (本信託契約の目的)

1. 本信託契約は、当初委託者が、信託開始日において、信託不動産を受託者に信託し、その後、本受益権を当初委託者が SPC に売却する基本的合意の下に締結されるものであり、このため当初委託者は、信託不動産を受益者のために管理・運用し、信託金銭を信託不動産の管理・運用等にかかる費用に充当することを目的として、受託者に信託し、受託者はこれを引き受けた。
2. 本信託においては、以下、信託不動産並びに本信託契約に従い本信託に帰属する全ての資産（本件マスターリース契約に基づく賃料収入、信託金銭、第 16 条に従い運用される金銭の運用益を含むがこれに限られない。）及び負債を「信託財産」と総称する。

Real Property Management Trust Agreement

This Real Property Management Trust Agreement (hereinafter referred to as the “**Agreement**”) is made and entered into by and between US Second Tokutei Mokuteki Kaisha (hereinafter referred to as “**Initial Settlor**”) and Holland Trust Bank, Co., Ltd. (hereinafter referred to as the “**Property Trustee**”) as following terms and conditions. For the avoidance of doubt, unless otherwise provided for herein, the words in this Agreement have the meanings as set forth in the Definitions in Exhibit 1.

Section 1. Purpose of Agreement

1.1 This Agreement is made and entered into based on the underlying agreement between Initial Settlor and Property Trustee that, on the Trust Commencement Date, Initial Settlor shall transfer in trust the Trust Real Properties to Property Trustee and then Initial Settlor shall sell the Beneficial Interest to SPC, and for that purpose, Initial Settlor shall transfer the Trust Real Properties and Trust Money in trust to Property Trustee to manage and administer the Trust Real Properties for the benefit of Beneficiary, and apply the money transferred in Trust to the costs and expenses for the management and operation of the Trust Real Properties, and Property Trustee hereby accepts such transfer in trust.

1.2 Under this Trust, the Trust Real Properties and all the assets to be vested in the Trust pursuant to this Agreement (including, but not limited to, income of rents under the Master Lease Agreement, Trust Money, and returns from the investment of money pursuant to Section 16 hereof) and liabilities attributable to the Trust pursuant to this Agreement shall be hereinafter referred to collectively as the “**Trust Property**.”

ここでは、日本の信託契約書を、英語に訳したものを例に挙げておきました。

《トピック 投資ビーイクルに使われる信託》

「信託」というと「投資信託」のような投資の手段を思い浮かべますし、しばらく前までは不動産ファイナンスの分野でも特定目的会社に加えて信託会社（信託銀行）に不動産を信託して信託受益権証券を発行してもらうという、複雑な「ストラクチャード・ファイナンス」がはやっていました。

また、「不動産投資信託」という場合にも「信託」ということばが登場します。

これら「投資信託」等の裏付けとなっている「投資信託及び投資法人に関する法律」のほかに、「信託法」、「信託業法」があり、これらの法律は最近改正が行われたものです。

ところが英米の契約書で「投資ビークルとして信託を使っている」例となると、私募ファンドの方で、アメリカ版の「投資信託」である「ミューチュアル・ファンド」は「会社型」であり、不動産投資信託(REIT)にあっても「信託」は使われておらず、ある意味では普通の会社なのです。

したがって、「信託＝投資」ではなく、英米では「信託＝遺産相続」という側面が強く（財産を信託しておく、通常の「相続」のルートとは違ったルートで財産が承継される）、日米でかなり信託の働く場面についてのイメージに差があるようです。

第8章 アメリカ知的財産法の基礎知識

- アメリカ特許を、USPTO（米国特許商標庁）のウェブサイトで検索してみる
- 特許訴訟に向けた法務戦略とは
- 最近話題の QUANTA COMPUTER INC., ET AL. v. LG ELECTRONICS, INC. 判決の原文を読みましょう

7.1 特許法、商標法、著作権法の概観

特許法 (Patent Act, United States Code, Title 35)

商標法 (Trademark (Lanham) Act, United States Code, Title 15)

著作権法 (Copyright Act, United States Code, Title 17)

知的財産法の分野では、アメリカにおいても、国内法以外に国際条約にも目を配ることが重要なだけでなく、WIPO（世界知的所有権機関）の動向についても注意を払っておくことが必要である。

● 特許法

2 LICENSE GRANT

1 License Grant. Subject to Licensee's and all Licensed Affiliates' compliance with the terms and conditions of this Agreement, Licensor hereby grants to Licensee a worldwide, royalty-bearing, non-exclusive right and license under the Patent Rights and Licensed Technical Information (a) to make, and have made, manufacture and have manufactured, use, import, offer to sell, and sell Royalty Bearing Products to customers and to incorporate Royalty Bearing Products into other Tokai Electric Co., Ltd. products (directly by Licensee, through Licensed Affiliates, or through Third Party distributors); and (b) to practice any method, process or procedure within the Patent Rights or Licensed Technical Information in connection with (a) above.

2 実施権の許諾

1 実施権の許諾. ライセンシー及びすべての実施可能関連会社が本契約書の条件を順守することを条件として、ライセンサーは、(a) ロイヤルティ適用商品を製作し、製作せしめ、製造し、製造せしめ、使用し、輸入し、販売を申し出また顧客に対して販売し、またロイヤルティ適用商品をその他の東海電気の製品に組み込む（ライセンシーが直接的に、実施可能関連会社を通じて又は第三者であるディストリビュータを通じてであることを問わない）ことのできる、並びに (b) 上記(a)に関連して本件特許権又は使用許諾技術情報内の方法、製法又は手順を実施することのできる、全世界的な、ロイヤルティ付きの、非独占的な、本件特許権及び使用許諾技術情報に基づく権利及び実施権を、ここに、ライセンシーに対して許諾する。

● 商標法

Grant of License.

Subject to the terms and conditions of this Agreement, Licensor hereby grants to Sansei the exclusive right and license, with rights to sublicense, (a) to use and reproduce the Trademark and Know-how in connection with the manufacture of the Manufactured Products and the importation, sale, distribution and promotion of all types and styles of Licensed Products (including the Manufactured Products) in the Territory (the "License"), and (b) to distribute at wholesale or retail the Licensed Products in the Territory, including without limitation in in-store shops, concessions within department stores and stand-alone stores; provided, however, that the exclusive rights granted hereunder with respect to the territories of ____ and ____ shall be subject to the prior grants of licenses, if any, under each of the Existing Licenses for the remaining term of said Existing License. Sansei may manufacture or cause to be manufactured the Manufactured Products outside of the Territory but solely for purposes of sale within the Territory pursuant to the terms of this Agreement.

ライセンスの許諾

本契約書の契約条件にしたがい、ライセンサーは、ここに、(a) 対象領域内で、製造製品の製造、並びにあらゆる種類及びスタイルのライセンス対象製品（製造製品を含む）の輸入、販売、代理店販売及び販売促進に関連して、本件商標及びノウハウを使用し、複製することのできる（「本件ライセンス」）、また (b) これらに限定されないが、インストアショップ、百貨店内の営業場所及び独立した店舗におけるものを含め、対象領域においてライセンス対象製品を卸売り又は小売りとして販売することのできる、独占的権利及びライセンスを、サブライセンス権付きで、許諾する。しかしながら、____及び____の領域に関し、本契約書に基づき許諾される独占的権利は、既存ライセンスの残存期間に関しては、当該既存ライセンスの各々に基づく以前のライセンスの許諾（もしあれば）に服するものとする。ライセンサーは、対象領域外で製造製品を製造し又は第三者をしてこれを製造させることができるが、もっぱら本契約書の条件にしたがい、対象領域内で販売することを目的とする場合に限る。

● 著作権法

2. GRANT OF RIGHTS.

(a) Subject to the terms and conditions of this Agreement, and in consideration of Licensee's promise to pay Licensor the sums herein provided, Licensor hereby grants to Licensee and Licensee hereby accepts, a license to exploit the following rights with respect to Works derived from the DWK Property:

(i) the non-exclusive right (unless otherwise specified on Schedule I) to create Works in the Territory, or elsewhere subject to Licensor's prior written approval in Licensor's sole discretion, during the Principal Term;

(ii) the non-exclusive right (unless otherwise specified on Schedule I) to print such Works in the Territory, or elsewhere subject to Licensor's prior written

approval in Licensor's sole discretion, during the Principal Term;

(iii) the non-exclusive right (unless otherwise specified on Schedule I) to distribute and sell such Works in the Distribution Channels throughout the Territory, during the Distribution Term (in accordance with the approved Publishing Plan, if required hereunder);

(iv) the right to sublicense, subject to Licensor's prior written approval as to terms and sublicensee ("Sublicensee") in each instance (which approval may be withheld in Licensor's sole discretion), the right to print and reprint the Works as indicated on Schedule I to such Sublicensee in those formats and by those means listed on Schedule I, if any, ("Subsidiary Rights"), in the Language during the Principal Term, for sale in the Territory during the Distribution Term; and

(v) the Works shall not be used by Licensee or by any other party authorized by Licensee for promotions, giveaways, lotteries or premiums, or for advertising purposes in connection with other publications or products, or to sell other products or services, without Licensor's prior written consent, which may be withheld in Licensor's sole discretion. All rights not expressly granted to Licensee are reserved to Licensor, including without limitation, the right to license or otherwise authorize a third party to create Works or works similar or identical to the Works for use as premiums or other promotional purposes.

(b) All agreements which Licensee enters into with any Licensee Affiliate or third party shall be negotiated in good faith, on an arm's length basis, within customary industry parameters. Any agreement between Licensee and a Licensee Affiliate or third party in connection with any sublicense of rights in the Works permitted hereunder shall be consistent with Licensee's rights and obligations hereunder, and shall include, without limitation, all of the approval rights of Licensor applicable to Licensee's creation of Works hereunder, all audit rights provided for in paragraph 11 below, and the provisions of subparagraph 15(b) hereof regarding termination of such license if the edition published by such third party is "out-of-print," as defined in such subparagraph, as if such definition applied to such third party.

(c) Licensee shall use its best efforts to exercise the rights herein granted for purposes of fully exploiting the Works hereunder.

2. 権利の許諾.

(a) 本契約書の条件にしたがうことを条件に、また、ライセンサーが本契約書に規定する金員をライセンサーに支払うことを約束したことを約因として、ライセンサーは、ここに、DWK 社財産に由来する本件著作物に関して、以下のとおりの権利を利用することのできるライセンスを、ライセンサーに対して許諾し、ライセンサーは、ここに、これを受諾する。

(i) 本体期間中、対象領域内で、また、ライセンサーのもっぱらの裁量によるライセンサーの事前の書面による承認を得て他の場所で、本件著作物を創作すること

のできる非独占的権利（別表 I に別段の規定がある場合を除く）。

(ii) 本体期間中、対象領域内で、また、ライセンサーのもっぱらの裁量によるライセンサーの事前の書面による承認を得て他の場所で、本件著作物を印刷することのできる非独占的権利（別表 I に別段の規定がある場合を除く）。

(iii) 販売期間中（本契約に基づき必要な、承認された出版プランにしたがい）、対象領域内で、販売経路により、かかる本件著作物を卸販売及び販売することのできる非独占的権利（別表 I に別段の規定がある場合を除く）。

(iv) 各場合とも契約条件及びサブライセンシー（「サブライセンシー」）について、ライセンサーの事前の書面による承認（かかる承認は、ライセンサーのもっぱらの裁量にしたがい留保されることがある）を得て、販売期間中に対象領域で販売するため、本体期間中、指定言語で、別表 I に記載するとおりの本件著作物を、別表 I に列記する様式で、またかかる手段で（もしあれば）、印刷し及びリプリントする権利（「付属的権利」）を、かかるサブライセンシーに対して再使用許諾する権利。

(v) 本件著作物は、ライセンサーの事前の書面による同意を得ることなく（かかる同意はライセンサーのもっぱらの裁量にしたがい留保されることがある）、他の出版物又は製品に関連して、又は他の製品もしくはサービスを販売するため、プロモーション用、おまけ、福引きもしくは景品又は宣伝目的で、ライセンシー又はライセンシーが承認したその他の当事者により使用されてはならないものとする。ライセンシーに明示に許諾されていないすべての権利は、これらに限定されないが、本件著作物又は景品又はその他の販売促進の目的で使用するため、本件著作物と類似するもしくは同一の著作物の使用を許諾し、又はその他のかたちでかかる著作物を創作することを第三者に認める権利を含め、ライセンサーが留保する。

(b) ライセンシーが、何れかのライセンシーの関連会社又は第三者と締結するすべての契約は、誠実に、対等な関係で、慣例となっている業界の条件内で交渉されるものとする。本契約書に基づき認められた本件著作物についての権利を再使用許諾することに関連する、ライセンシーとライセンシーの関連会社又は第三者との間のすべての契約は、本契約書に基づくライセンシーの権利及び義務に矛盾しないものとするし、これらに限定されないが、本契約書に基づくライセンシーによる本件著作物の創作に適用されるライセンサーの承認権のすべて、下記第 11 条に規定されるすべての監査権、並びにかかる第三者が出版した版が同項に定義される「絶版本」である場合にも、かかる定義があたかも当該第三者に適用されているかのごとく、かかるライセンスの終了に関する本契約書第 15 条(b) 項の規定が、その中に含まれるものとする。

(c) ライセンシーは、本契約書に基づき本件著作物を十分に利用する目的で、本契約書において許諾される権利を行使するよう、最善の努力を払うものとする。

《トピック アメリカ特許を、USPTO（米国特許・商標庁）のウェブサイトを検索してみる》

1. アメリカの特許商標庁のオフィシャルサイトは、<http://www.uspto.gov/> です。
2. このサイトにアクセスして、左側にある[Patent]をクリックして、さらに[JUMP TO]

の[3]をクリックします。次に[Issued Patens]の[Quick Search]をクリックして、例えば、[5,369,687]を入力します。[Search]というボタンを押すと、「Apparatus for electrically isolating a telephone line from a data device」という米国特許番号 5,369,687 の特許を検索することができます。

ちなみに、Assignee の名称にある会社名をキーに、日本での対応する出願にも、日本国内のサーチエンジンを使って到達することができます。

第9章 アメリカ民事訴訟法の基礎知識

8.1 訴えの提起から、判決、執行まで流れを追ってみる

参考資料の「訴状」をご覧ください。

補論 「テキサス州東部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起するのが有利だ」というような訴訟戦略の背後にある事情を理解する

例えば、アメリカのある法律事務所が特許権侵害訴訟の提訴地を選択する参考資料として提出したメモランダムには、次のような記述がある。

| オプション | メリット | デメリット |
|---|--|--|
| ウィスコンシン州西部地区での提訴 | <ul style="list-style-type: none"> 審理速度がテキサス州東部地区よりも早い（約10ヶ月）。 | <ul style="list-style-type: none"> 同地区における当事者のコンタクトが無いと思われ、その場合にはテキサス州東部地区に移送されるリスクがある。 |
| テキサス州東部地区での反訴 | <ul style="list-style-type: none"> 実質的にX社提起の訴訟と併合されるため、審理速度の観点でのデメリットは生じない。 本訴と反訴が同一訴訟で審理されるため、同じ陪審で審理される可能性あり。そのため、X社による当社特許の侵害を主張でき、X社が当社を提訴しただけの訴訟と比べて、当社が一方的に「悪者」という陪審の考えを軽減できるかも知れない。 | <ul style="list-style-type: none"> X社への有利さを完全に払拭できるとは言えない。 |
| カリフォルニア州北部地区での2,3件の重要特許での提訴 ※ 北部地区よりも審理速度が早い、中部地区での提訴も検討中。 | <ul style="list-style-type: none"> 訴訟迅速化のための方策（マークマン・ヒアリング等）を講じることにより、審理速度を早めることが可能。 テキサス州に移送されるリスクが小さい。 | <ul style="list-style-type: none"> 審理速度がテキサス州東部地区よりも遅い（約23ヶ月）。 |

このような事態は、「連邦制」により、各地方で価値観に差異が出てきて、日本企業（アメリカ人にとっては外国企業）が、訴え、訴えられる際に、日本ではあまり意識されないようなリスクとなって現れる。

第 10 章 アメリカ債権回収法(Debtor-Creditor Law)の基礎知識

9.1 金銭債権の実現のための手続を調べてみる

アメリカには金銭の貸借とか、金銭の回収、債務者の保護更生、金銭債権の実現といった領域を取り上げる「Debtor-Creditor Law」というケースブックや教科書が出ています。日本でも、このような影響を受けて、かなり古くは「金銭貸借法」などのタイトルの本が出ていたようです。ロースクールでは、「Commercial Law II」とか、少し品のよい名称で、この分野の講義が開講されているようです。

内容的には、債権総論、民事訴訟法、民事執行法、破産法（倒産法）を横断的に取り扱っているだけで、用語に慣れればとくに困難な分野ではありません。

attachment — 仮差押

garnishment — 第三債務者に対する弁済禁止命令

judgment lien — 優先権取得のための差押

fraudulent conveyance — 詐害行為

等々です。

《トピック 英文契約書に出てくるアメリカ破産法典の用語》

アメリカ破産法の特色は、破産法が債務者の救済のためにあるという一つの建前に成り立っていることです。したがって、日本流にいう「自己破産の申立」は、「債務者による救済の申立」となるような具合です。

また、破産申立によって、債務者に対する執行行為等が停止してしまうという「自動執行停止(automatic stay)」などは、アメリカ破産法のメカニズムを知らないと理解しにくい分野となります。

倒産処理手続における「債権の届出」が、「proof of claim」であったり、アメリカ破産法の分野は、「内容を知っていないと対処しにくい」ところで、英文契約書の「債務不履行」あるいは「期限の利益喪失事由」に該当する箇所を検討するには、アメリカ破産法典のそれなりの知識を蓄積しておく必要があります。

第 11 章 アメリカの外国貿易管理体制

英文契約書に頻出する米国の貿易管理規制を概観してみましょう

- 米国の貿易管理規制に関する規定は契約書にどのように盛り込まれているか
- 米国の貿易管理規制に関する規定を社内規程化する際のコンプライアンス上の留意点

補論 アメリカの外国貿易管理を巡る規制の概観と、日本企業のコンプライアンス対応上の主要な論点を、書式等も参考にしながら、全般的に検討してみます。

補論 アメリカの外国貿易管理を巡る規制の概観と、日本企業のコンプライアンス対応上の主要な論点を、書式等も参考にしながら、全般的に検討してみます。

C-TPAT について

ビジネス・パートナー・セキュリティ・サマリー

トムソン/AG は、新しくお取引を開始する時点で、または新しいお取引を検討する時点で、当社ビジネス・パートナーについて審査手続を実施しております。トムソンは、当社の国際的な取引パートナーに研修を行い、米国税関のセキュリティ原則—テロ行為防止のための税関産業界提携(Customs-Trade Partnership Against Terrorism: C-TPAT)プログラムを遵守するよう求めています。

トムソン/AG は、C-TRAT ガイドラインを遵守する、また、このガイドラインにしたがうために必要な改善措置を行う、ビジネス・パートナーを選考するよう努めております。C-TPAT に参加しているという資格のない方には、C-TPAT ガイドラインにしたがうこと、および/または海外のセキュリティプログラムに参加するよう求めています。

外国のサプライヤー、ブローカー、キャリア/フォワーダーおよび倉庫業者については、C-TPAT プログラムに詳細な内容説明をご提供しています。ビジネス・パートナーには、以下の選択肢が与えられています。

1. ビジネス・パートナーが C-TPAT の参加者されていない場合には、「トムソン サプライヤー証明書」という合意書簡を、C-TPAT の原則にしたがう旨の確認を記載の上、ご返却いただくかなければなりません。
2. ビジネス・パートナーが C-TPAT に参加されている場合には、その参加認定書の写し、SVI 番号(Status Verification Interface Number)またはその他の受入可能で検証可能な文書を、当社にご提出いただき、質問票への記入は省略していただけます。

すべてのパートナーは、C-TPAT の必要セキュリティ基準(Minimum Security Criteria)を守るよう約束しなければなりません。必要セキュリティ基準を満たしていない会社につきましては、改善計画をご提出いただき、合理的期間内に改善措置をとっていただくようお願いいたします。各パートナーには、C-TPAT 責任者 (Lead C-TPAT Officer) が必要と認めるところにしたがう、更新された検証内容、質問票を、定期的にご提出願うこととなります。トムソン/AG は、合理的な期間内に改善措置をとることを望まない、または、とることができないパートナーとの取引を停止することのできる権利を留保します。

C-TPAT ガイドラインが要求するところにしたがう、トムソン/AG は、そのパートナーに対して、推奨する「7項目のコンテナ検査(7-Point Container Inspection)」という資料をご提供いたしております。これは、詳細な PowerPoint のプレゼンテーション資料、ハードコピーおよび/または熟達した従業員との会話のかたちで提供されます。外国のサプライヤーおよびフレート・フォワーダーは、海外で米国向けに貨物を積載する際には、この検査を実施する責任を負います。PAS 17712 の認定された必要セキュリティ基準を満た

すシールを使用し、これを検証しなければなりません。トムソン/AG は、海外のサプライヤーが、コンテナ検査とシールを検証する手続を整備するよう求めています。トムソン/AG は、施設訪問の際にこれらの文書を審査する予定ですが、トムソン/AG は、いつでも、不定期に検証を求めることができますものとし

トムソン/AG C-TPATプログラム セキュリティエリアおよび一般勧告

テロ行為防止のための税関産業界提携(Customs-Trade Partnership Against Terrorism: C-TPAT) プログラムについての以下の情報にご注意ください。本プログラムは、以下の 8 つの主要なセキュリティエリアを通じて、サプライチェーンのセキュリティを守る私どもの互いの努力項目に焦点を当てたものです。トムソン/AG, Inc.は、セキュリティに関する事項について、貴社が尽力され、実施されていることにつきまして、貴社のご確認をお願いいたしたく願っております。

1) ビジネス・パートナーの要求事項

輸出業者は、製造業者、製品サプライヤー、ベンダーを含むビジネス・パートナー（取引関係先）の選考にあたり、文書化された検証可能な選考手続を実施していなければなりません。

例：

セキュリティ手続
原産地

米国側の企業では、C-TPAT は、すべてのビジネス・パートナーが C-TPAT 参加者であるか、少なくともこれに類似する試みに参加することを確認するよう求めています。さらに、ベンダー、倉庫業者および 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)プロバイダーに、C-TPAT またはその他のセキュリティを念頭に置いたプログラムを遵守する旨の声明書を提出することを引き受けさせています。

米国側では、トムソン/AG のセキュリティについての内部審査を実施し、C-TPAT の遵守強化策が立てられる予定です。上記のセキュリティの 8 つの分野について見直しが行われ、強化のための勧告が行われるものとします。

2) コンテナのセキュリティ

許可されていない物質および/または人が侵入することのないよう防ぐために、コンテナの完全性 (integrity) が維持されなければなりません。コンテナ詰め時点において、積み込まれたコンテナを適切にシールし、完全性を維持できる手続を設定していなければなりません。セキュリティの高いシールを、米国向けの貨物が積載されたすべてのコンテナに装着しなければなりません。全てのシールは、高度のセキュリティシールに対する現行基準 PAS ISO 17712 を満たすか、あるいは上回るものでなければなりません。

例：

コンテナ検査
コンテナ・シール
コンテナの蔵置

3) 物理的なアクセス管理

アクセス管理は、施設に許可されていない侵入が起きるのを防ぎ、従業員および訪問者の管理を維持し、会社資産を保護するものです。アクセス管理には、すべての入構地点で、従業員、訪問者およびベンダーの身元確認を積極的に行うことが含まれていなければなりません。

例：

従業員
訪問者の規制
配達（郵便を含む）
不審者への質問と排除

4) 従業員セキュリティ

採用予定の従業員を選抜し、また雇用中の従業員を定期的にチェックするための手続を定めておかなければなりません。

例：
雇用前検証
バックグラウンドチェック/調査
退職関連手続

5) 業務手続上のセキュリティ

サプライチェーンにおける貨物の輸送、取扱および蔵置に関わる手続の完全性とセキュリティを確保するためのセキュリティ措置を定めておかなければなりません。

例：
文書処理
マニフェスティング手続
出荷と受け取り
貨物ディスクレパンシー

6) セキュリティ訓練と脅威についての意識の啓蒙

脅威に対する意識向上プログラムを、サプライチェーンの各地点でテロリストの脅威を認識し、これに対する意識を培うために、社内セキュリティ担当者は確立し、維持していなければなりません。従業員には、状況に対応するとともに、その通報の仕方についての手順が周知徹底させなければなりません。出荷/受け取り部門の従業員、および郵便物の受け取りと開封に関する担当者には追加的な訓練を行わなければなりません。

従業員にはまた、貨物の完全性維持、内部共謀の認知、アクセス管理の保護を支援するための特別な研修も実施されなければなりません。

7) 物理的セキュリティ

国内と海外にある貨物取扱・蔵置施設に、不正なアクセスからの保護のための物理的な障壁と妨害物を設置しなければなりません。輸入業者は、適宜、そのサプライチェーン全体にわたり以下の C-TPAT 物理セキュリティ基準を取り入れなければなりません。

例：
フェンスの囲いおよびゲートと検問所
駐車場
建物の構造
施錠装置の使用と鍵の管理および照明
警報システムとビデオ監視カメラ

8) 情報技術に係るセキュリティーパスワード保護

自動システムは、パスワードを定期的に変更しなければならない、ユーザー・アカウントを使用するものでなければなりません。情報技術(IT)セキュリティ方針、手続および基準を定めておかなければならず、また、研修を通じて、これを従業員に周知徹底させなければなりません。

例：
定期的パスワード保護（変更）プロトコル
情報技術セキュリティー説明責任

第 12 章 アメリカ税法の基礎知識の基礎知識

11.1 米国内国歳入法典(IRC)を中心にした米国税制の概観

米国の連邦税は、米国内国歳入庁(Internal Revenue Services: IRS)が行うことになっており、また内国税にかかわるすべての規定は米国内国歳入法典(Internal Revenue Code)におさめられている。

米国内国歳入法典における所得課税では、個人の納税者に適用される個人所得税を基礎に、法人について異なる取り扱いがなされる部分についてのみ、特別な規定を設けるシステムがとられている。

法人は、その構成員である個人とは別個の納税主体となる。パートナーシップの場合、パートナーシップ自体は所得税を支払わないように、パートナーシップの稼得した所得もパートナーの段階で課税が行われることになる。

LLC は、税法上、パートナーシップとして課税を受けることが可能な存在である。

《トピック LLC の税法上の取扱いの特徴をながめてみる》

(h) The allocation provisions contained in Section 2.1 and this Section 2.2 are intended to comply with Section 704(b) of the Code and the Treasury Regulations thereunder, to have “**economic effect equivalence**” under Treasury Regulation Section 1.704-1(b)(2)(ii)(i) and shall be interpreted and applied accordingly. Further, it is the intention of the Members that this U.S. Tax Allocation Agreement comply with the Fractions Rule for all periods. In applying the foregoing, any allocation for a particular year pursuant to such allocation provisions that WB-AMS determines (based on advice of its tax attorneys or tax accountants) would increase the risk that such allocation would be deemed to cause the TMK allocations to violate the requirements of the Fractions Rule shall not be made (unless otherwise determined by WB-AMS, in its sole and absolute discretion) and there shall instead be made allocations for such year that WB-AMS determines (based on advice of its tax attorneys or tax accountants) would decrease the risk of causing the TMK to be deemed to have violated the Fractions Rule (unless otherwise determined by WB-AMS, in its sole and absolute discretion). The allocations made under the preceding sentence shall deviate from the allocations provided herein to the minimum extent necessary as determined by WB-AMS (based on advice of its tax attorneys or tax accountants) to comply with the preceding sentence. The Members agree that any provision of this Section 2.2 that is reasonably subject to different interpretations shall be interpreted in a manner that comports with the foregoing intention. The Members further agree to make such amendments or changes to this U.S. Tax Allocation Agreement as are reasonably requested by WB-AMS, in good faith in order to increase the likelihood of effectuating the intent of this Section 2.2(h).

(h) 第 2.1 条及び本第 2.2 条所定の利益配分/損失分担の規定は、**米国財務省規則第 1.704-1 条(b)(2)(ii)(i)に規定する「経済的合目的性の結果的達成 (economic effect equivalence)」**となるよう、**米国内国歳入法典第 704 条(b)項及び同法に基づく米国**

財務省規則を順守することを意図しており、またこのように解釈し、適用されるものとする。さらに、本**米国税法上の利益分配/損失分担合意書**を、**フラクショナルズ・ルール**を順守するものとするのが、**本件社員**の意図しているところである。前記規定を適用するあたり、かかる利益分配/損失分担の規定にしたがい行われる何れか特定の年度における利益分配/損失分担は、**AMW**が（租税専門の弁護士又は租税専門の会計士の助言に基づき）判断するところでは、**本件 TMK**をして**フラクショナルズ・ルール**の要件に違反させるようなリスクを高めるものである場合には、かかる利益配分/損失分担をしてはならず（但し、**AMW**が、その単独かつ絶対的な裁量にしたがって別段の決定を行う場合はこの限りではない）、むしろ、かかる年度に関して、かかる利益分配/損失分担の規定にしたがい行われる何れか特定の年度における利益分配/損失分担が、**AMW**が（租税専門の弁護士又は租税専門の会計士の助言に基づき）判断するところでは、**本件 TMK**をして**フラクショナルズ・ルール**の要件に違反させるようなリスクを低めるものとするような利益分配/損失分担を行うものとする（但し、**AMW**が、その単独かつ絶対的な裁量にしたがって別段の決定を行う場合はこの限りではない）。前段に基づく利益配分/損失分担が、本合意書に規定する利益配分/損失分担から乖離する場合にも、これは、**AMW**が決定するところにしたがい前段の規定を順守するため必要な最小の範囲とするものとする。**本件社員**は、本第 2.2 条の規定については、当然のことながら様々な解釈が行われる可能性があるものの、前記の意図に適合するように解釈されるべきであることに同意する。**本件社員**は、さらに、本第 2.2 条(h)項の意図を実現できる可能性を高めるため、誠実に **AMW** が合理的に要請するとおり、本**米国税法上の利益分配/損失分担合意書**に対し改正又は変更を行うことに同意する。

第 A 章 アメリカ独占禁止法及びその他の行政規制の基礎知識

10.1 アメリカ独占禁止法制の素描と契約交渉上の注意点

現在は、「独占との戦い」よりも「テロとの戦い」に重点が移っており、日本の企業にとってもアメリカ独占禁止法上のコンプライアンスより、アメリカの外国貿易規制のコンプライアンスの方が、緊急に課題となっているように見受けられます。

- シャーマン法
- クレイトン法
- 連邦取引委員会法

独占禁止法の執行は、連邦取引委員会と司法省とが行っている。

たとえば価格協定(price fixing)などは、当然違法(per se illegal)とされているとともに、シャーマン法には罰金の他に懲役の規定もある。

IT 分野では、「パテントプール」や国際的な技術標準の設定などで、業界をあげて狂的な行動をとることが多くなっていることから、むしろ事前に antitrust no-action letter を当局から取得することが重要となっている。

第 B 章 アメリカ刑法・刑事訴訟法の基礎知識

12.1 契約法にとって周辺的な知識ではあるが、知っておくべき刑事法の知識

日本の刑法典にあるような犯罪類型は、各州の「Penal Code」に定めがあり、判例法（コモンロー）によって運用されているわけではありません。

PENAL CODE SECTION 187-199

187. (a) Murder is the unlawful killing of a human being, or a fetus, with malice aforethought.
(b) This section shall not apply to any person who commits an act that results in the death of a fetus if any of the following apply:
(1) The act complied with the Therapeutic Abortion Act, Article 2 (commencing with Section 123400) of Chapter 2 of Part 2 of Division 106 of the Health and Safety Code.
(2) The act was committed by a holder of a physician's and surgeon's certificate, as defined in the Business and Professions Code, in a case where, to a medical certainty, the result of childbirth would be death of the mother of the fetus or where her death from childbirth, although not medically certain, would be substantially certain or more likely than not.
(3) The act was solicited, aided, abetted, or consented to by the mother of the fetus.
(c) Subdivision (b) shall not be construed to prohibit the prosecution of any person under any other provision of law.

188. Such malice may be express or implied. It is express when there is manifested a deliberate intention unlawfully to take away the life of a fellow creature. It is implied, when no considerable provocation appears, or when the circumstances attending the killing show an abandoned and malignant heart. When it is shown that the killing resulted from the intentional doing of an act with express or implied malice as defined above, no other mental state need be shown to establish the mental state of malice aforethought. Neither an awareness of the obligation to act within the general body of laws regulating society nor acting despite such awareness is included within the definition of malice.

上に引用したのは、カリフォルニア州の刑法典にある「殺人罪(murder)」の条項ですが、実体的な規定、証拠法則、手続規定、処遇法に関する規定が混ざって、延々と続いています。

このように、われわれが「窃盗」「横領」「背任」という言葉で理解しているものと同じ犯罪類型が存在しているという点から出発することはできると思われま

12.2 刑事訴訟の分野では、訴追が大陪審によって行われる場合と、検察官によって行われる場合があり、後者の場合の「訴状」が、「Information」あるいは「Complaint/Information」と呼ばれています。刑事裁判では「陪審による裁判を受ける権利」が保障されていること等はよく知られているところです。

講師略歴 1952年(岡山県)生まれ。法学士(一橋大学)、法学修士(京都大学)、LL.M.(Pennsylvania大学、同大学ロースクール特別研究生)、京都大学博士課程単位取得退学。民事訴訟法、国際取引法、商取引法、専攻。富田・金澤、三井安田、ブレイクモア法律事務所等を経て留学後独立。金融、証券、投資ファンド、IT、IP関連の英文契約書の日本語化と、日本語の契約書、目論見書(商品説明書)の英語化という、英文契約書と日本語の契約書の両方向の作業に携わる。米国、日本国内における多数の知的財産権訴訟、製造物責任訴訟の進行過程で、訴訟資料を日本語化、英語化する仕事も行っている。また、「法と経済」学のアプローチを商品取引法、保険法に適用した論文も『インシュアランス』誌上等に発表している。